

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 《所得税・法人税》

1. 適用の対象者

農業者等

2. 特例の内容

農業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、下図のとおり、原則として取得価額を一括して全額損金（必要経費）算入できます。

ただし、特例の対象となる損金（必要経費）算入額の上限は少額減価償却資産の合計額が年間300万円までとなります。

| 取得価額 | 償却方法 | | |
|------------------|-------------------|--------------------|--------------------------------|
| | 法定償却 (定額法・定率法) | 3年間一括償却 (1/3償却) | 全額必要経費算入 (即時償却) |
| 30万円以上 | ○ | × | × |
| 20万円以上 30万円未満 | ○ | × | ○ (青色申告が要件) (合計で300万円まで) |
| 10万円以上 20万円未満 | ○ | ○ | ○ (青色申告が要件) (合計で300万円まで) |
| 10万円未満 | — (法人は○) | × | ○ (法人は○) |

なお、対象資産から、取得価額10万円未満の減価償却資産のうち貸付け用のものが除外されます。

お問合せ先 農林水産省経営局経営政策課経営税制G
(代表) 03-3502-8111 (内線) 5152
(直通) 03-6744-0576